

企業買収・組織再編を巡る税務

岩 品 信 明*

抄 録 企業買収では、株式取得や事業譲渡など手法により税務上の取扱いが異なり、また、株主や対象会社の税務上の取扱いも異なるため、手法と関係者の税務上の取扱いに留意する必要がある。組織再編では、適格組織再編として課税が繰り延べられるか、あるいは、非適格組織再編として課税されるかという問題は適格要件の充足により区別されるため、適格要件を正確に理解して充足しているか否かを慎重に判断しなければならない。企業買収・組織再編においては、知的財産権の評価が問題になることはあまりなく、また、知的財産権の評価方法は法令上も実務上も確立していない。

また、日本の知財部門は、税の最適化という観点から、知的財産権の保有と管理を検討することはあまりない。しかし、企業の競争力をより高めるために、企業買収・組織再編を契機として、税の最適化の観点から知的財産権の保有と管理を再考することも有意義であると思われる。

目 次

1. はじめに
2. 企業買収・組織再編の税務上の取扱いのポイント
3. 企業買収の手法ごとの税務上の取扱い
4. 組織再編の手法と税務上の取扱い
 4. 1 税務上の組織再編の取扱い
 4. 2 適格組織再編
 4. 3 組織再編成に係る行為計算否認
5. 知的財産権の税務上の取扱い
 5. 1 企業買収における知的財産権の評価
 5. 2 移転価格税制における所得相応性基準の導入
 5. 3 研究開発税制
 5. 4 日本の知財部門が検討すべき対応
6. おわりに

1. はじめに

近年、企業買収が積極的に行われ、企業買収は企業経営の重要な方針の一つになっている。企業買収に際しては、対象会社の保有する知的財産権の把握や管理・活用という知的財産権の

側面だけでなく、許認可や訴訟リスクなどの法務面、架空売上や簿外債務のリスクなどの財務面、実効税率低減や税務リスクの検討などの税務面からも検討する必要がある。

また、組織再編も盛んに行われており、合併により重複する部門を統廃合し、また、中核事業以外の事業をグループ外に売却することを検討することも多い。このような組織再編においても、事前に税務上の影響を考慮しながら手法が検討されている。

企業買収・組織再編において税務面からの検討は非常に重要であり、しばしば、税務面からの検討により、手法が変更されることがある。

企業買収・組織再編を巡る税務について不慣れな方も多いかもしれないため、まず、企業買収・組織再編の税務上の取扱いを一般的に説明する。そして、企業買収に関連した知的財産権を巡る税務問題を取り上げたいと思う。

* TMI総合法律事務所 パートナー 弁護士・税理士
Nobuaki IWASHINA

2. 企業買収・組織再編の税務上の取扱いのポイント

(1) 税務上の取扱いにより手法が決定される

企業買収・組織再編においては、法務・税務上の理由により手法が決定されることが多い。例えば、法務上の理由により手法が決まる場合としては、合併を検討する際に、合併によって許認可を取り直さなければならず、許認可の取得に時間がかかるときには、許認可を有する一方の当事者を合併の存続会社とすることがある。

一方、税務上の理由により手法が決まる場合としては、合併により課税関係を生じさせないために、適格合併の要件の充足を目的として、被合併会社の経営陣を受け入れることなどがある。

実務上、経営企画部などが中心となって企業買収・組織再編を検討するが、いったん手法が決まりかけてもより有利な税務上の取扱いを求めて手法が変更されることは頻繁に見られる。また、税務上有利な取扱いを求めて組織再編を検討することがあるが、後述するように、組織再編成に係る行為計算否認のリスクを懸念して組織再編を断念することもある。

(2) 関係者の課税関係を十分に把握する必要がある

後述するように、企業買収・組織再編の手法によって関係者の課税関係が変わり、税引後に取得する金額に影響が生じる可能性がある。関係者としては、税引後に取得する金額が最も多額になることを願うため、関係者の課税関係を十分に把握して手法を検討しなければならない。

例えば、個人株主が第三者に株式を譲渡すれば、原則として、株式譲渡益に対して20.315%の所得税（復興特別所得税含む）と住民税が課税されることになる。この場合には、取得価額と売却価額を把握して税額を計算し、株主が税引後に取得する金額を計算することになる。一

方、個人株主が発行会社に株式を譲渡する場合（発行会社にとっては自己株式の取得）には、みなし配当が生じ、配当所得として他の所得と合算して5.105～45.945%の累進税率（復興特別所得税を含む）で所得税が課税され、さらにみなし配当の金額が譲渡価額から控除されて譲渡損益課税を計算することになる。特にオーナー企業においては、株式の希薄化を避けたい場合や株式を買い取ってくれる第三者が見当たらない場合には、発行会社に買い取ってもらうことを検討するが、このように個人株主としては第三者に譲渡する場合と発行会社に譲渡する場合とで課税上の取扱いが異なることになるため注意が必要である。

(3) 税務調査を意識する必要がある

企業買収・組織再編は、通常の取引と比べて対価の額が大きくなることが多く、税務当局としても税務調査の主要なポイントであると捉えている。Y社事件（最判平成28年2月29日）、I社事件（最決平成28年2月18日）のように、数百億円を超える巨額の課税処分がなされるおそれがあるため、将来、税務調査を受けることを予期して慎重に検討する必要がある。

【企業買収・組織再編の税務上の取扱いのポイント】

- ①税務上の取扱いにより手法が決定される
- ②関係者の課税関係を十分に把握する必要がある
- ③税務調査を意識する必要がある

3. 企業買収の手法ごとの税務上の取扱い

企業買収の手法には様々あるが、本稿では代表的な手法として、株式取得、事業譲渡、新株

発行を取り上げて説明したい。また、前述の通り、関係者の課税関係を把握する必要があるため、関係者ごとに課税関係を説明する。

(1) 株式取得 (図1)

企業買収において、対象会社の株式を旧株主から取得することは一般的に行われている。株式取得は、対象会社の事業には特段影響が生じず、新株主が旧株主から対象会社への支配権(株式)を取得する手法である。株式取得の場合には、対象会社の旧株主(売主)については譲渡損益課税が生じるため、対象会社の旧株主の課税関係を特に検討する必要がある。

1) 対象会社

対象会社にとっては、株主が変更したに過ぎず、対象会社の資産の移転等は生じていないため、法人税等の課税関係は生じない。なお、繰越欠損金を抱えている会社の株式を取得して節税することを防止するため、対象会社の繰越欠損金の利用が制限される場合がある。

2) 対象会社の旧株主(売主)

対象会社の旧株主は、従前より保有していた株式を譲渡することになるため、株式の帳簿価額と売却価額との差額である譲渡損益について課税されることになる。そのため、旧株主が対象会社の株式を低額で取得していた場合には譲渡益が生じ、逆に、対象会社の株式を高額で取得していた場合には譲渡損が生じることになる。このように、対象会社の旧株主の株式の帳簿価額によって課税関係が異なることになる。

旧株主が個人の場合には、所得税と住民税が課されることになり、その税率は20.315%(復興特別所得税含む)となる。一方、旧株主が法人の場合には、法人税等が課されることになり、法人税、法人住民税、事業税を含めた実効税率は約30%となる。

3) 対象会社の新株主(買主)

新株主は、対象会社の株式を取得することに

なり、通常、特に課税関係は生じない。新株主にとっては、取得価額が帳簿価額となり、将来対象会社の株式を譲渡する際には、譲渡損益を計算する際の基準となる。

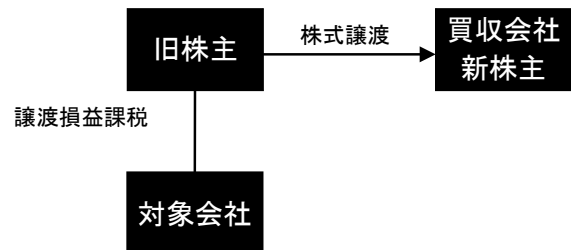


図1 株式取得の例

4) 株式譲渡前の配当 (図2)

旧株主が対象会社の株式を100%保有する法人である場合には、株式を取得する前に対象会社から旧株主に対して配当をすると、配当額だけ企業価値が減少することになる。そのため、譲渡対価も同額だけ減額することにより旧株主

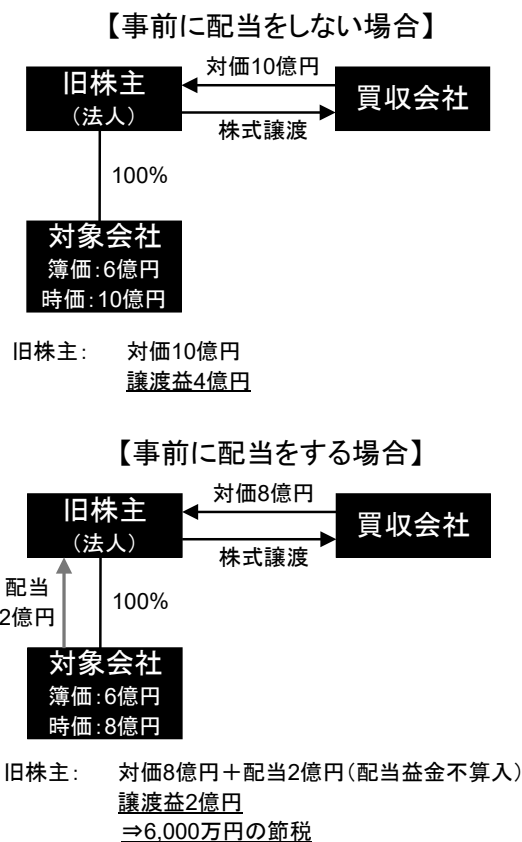


図2 株式譲渡前の配当

の譲渡損益課税を圧縮することができる。一方、旧株主は、受取配当益金不算入制度の適用により、受領した配当額については課税されないことになる。この手法は、株式譲渡における節税策として一般に用いられている。

(2) 事業譲渡 (図3)

事業譲渡は、有機的一体となった資産と負債である事業を対象会社から取得する手法である。事業譲渡においては、特定の資産や負債を譲渡の対象から除外することができるため、対象会社に問題のある資産や負債がある場合に有効な手法である。

税務上は、対象会社において個々の資産と負債の時価算定をしなければならない点で煩わしく、また、譲渡損益課税にも配慮する必要がある。

1) 対象会社

事業譲渡は、有機的一体となった資産と負債の譲渡であり、対象となる事業を時価評価した上、時価と帳簿価額に差額が生じる場合には譲渡損益課税が生じ、実効税率約30%で法人税等が課税されることになる。

2) 対象会社の株主

対象会社の株主は、事業譲渡において資産等の譲渡をするわけではないため、特段課税関係は生じない。

3) 買収会社

買収会社としては、対価を支払って事業を取得しており、特段課税関係は生じない。もっとも、買収会社が交付した対価の合計額が、対象

会社から移転を受けた資産・負債の時価純資産価額を超える場合には、超過部分は資産調整勘定の金額とされ、5年間で均等に減額し、損金に算入されることになる。

(3) 新株発行 (図4)

新株発行は、対象会社から買収会社に対して新株を発行し、買収会社に一定の支配権を付与する手法である。経営不振に陥っている対象会社がスポンサー企業を探して出資を募り、出資額を使って債務の弁済やリストラ、新規事業の立ち上げなどを行うことがある。

税務上、新株発行は資本等取引であり、時価発行されている限り、対象会社、株主、買収会社には特段の課税関係は生じない。

1) 対象会社

税務上、新株発行は資本等取引であり、課税関係は生じない。なお、資本等取引と対称となる概念は、損益取引であり、損益取引によって利益が生じる場合には課税されることになる。

なお、新株を有利発行する場合には、各種の課税関係が生じることがあるため、時価発行であるか有利発行であるかについては注意が必要である。税務上は、時価の10%以上有利である場合には有利発行であると判定されている(所得税基本通達23~35共-7)。

2) 対象会社の株主

対象会社の株主は、新株発行によって特段の影響を受けないため、課税関係は生じない。

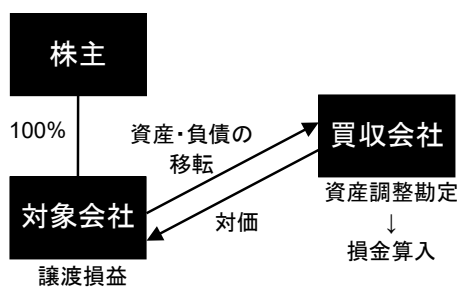


図3 事業譲渡の例

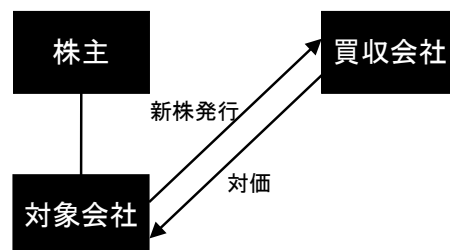


図4 新株発行の例

3) 買収会社

買収会社は、新株発行によって出資した価額に相応する株式を取得するに過ぎないため、特段課税関係は生じない。

4. 組織再編の手法と税務上の取扱い

4. 1 税務上の組織再編の取扱い

合併、会社分割などの組織再編については、会社法と税法の考え方が大きく異なっている。例えば、吸収合併については、会社法では存続会社から消滅会社の株主への存続会社の株式の交付という組織法上の行為として取り扱われている。一方、税法では、吸収合併は、消滅会社から存続会社への資産・負債の譲渡と、消滅会社から消滅会社の株主への存続会社の株式の交付という二段階の行為として取り扱われている。そのため、これらの行為において、譲渡損益が生じる場合には、その他の損益取引と同様に課税関係が生じることが原則である（＝非適格組織再編）（図5）。

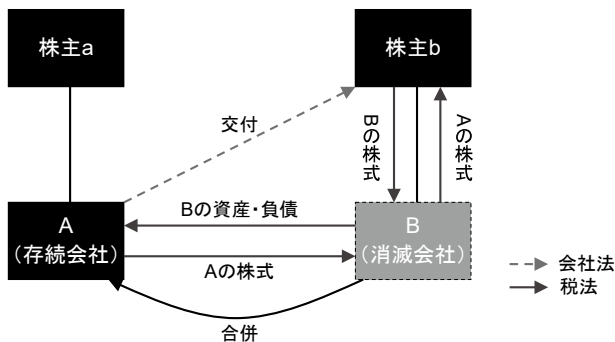


図5 組織再編についての会社法と税法の相違

4. 2 適格組織再編

前述の通り、税務上、合併などの組織再編行為についても、原則として資産等の譲渡として取り扱うため、譲渡損益課税が生じることになる。例えば、数十年前に事務用地や工場用地を取得した場合などでは帳簿価額が低いことが

多いため、多額の譲渡益が生じてしまい、税務上の負担が大きくなり組織再編を円滑に行うことができなくなってしまう。また、多くの資産と負債を時価評価して譲渡損益の金額を計算することにも非常に大きな手間がかかることになる。

組織再編行為については、再編の前後で支配関係が継続していることから、組織再編行為における譲渡損益課税を繰り延べて課税関係を生じないように手当てがなされている。すなわち、合併、会社分割、現物出資、株式交換、株式移転、現物分配などにおいて、一定の適格要件を充足する場合（適格組織再編）には、税務上、移転資産の譲渡損益は繰り延べられることになる。

非適格合併と適格合併のイメージは図6、図7のとおりである。特に、消滅会社において、最終事業年度に譲渡損益を認識して課税関係が生じるか否かが大きく異なっている

適格組織再編は、組織再編の前後で支配関係が継続することに注目して課税繰り延べを認めている。組織再編の類型ごとに適格要件は異なるが、基本的には、組織再編を行う両法人の関係が密接であれば適格要件は緩和され、関係が希薄になると厳格になっている。

税務上、適格組織再編においては、表1に記載のような適格要件を充足しているか否かが最も重要である。仮に、税務調査において適格要件の充足が否認された場合には、組織再編行為が非適格組織再編となって譲渡損益課税がなされることになり、課税処分の金額が多額になってしまうことから、適格要件を充足しているか否かを十分に確認する必要がある。完全支配関係のある場合の組織再編や小規模な組織再編の場合には、自社だけの検討で足りるが、支配関係が希薄な場合での組織再編や大規模な組織再編では、社外の税務専門家にも照会して確認する必要がある。

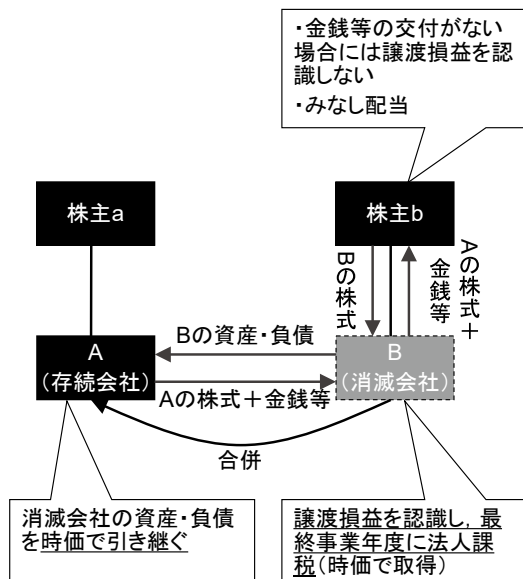


図6 非適格合併

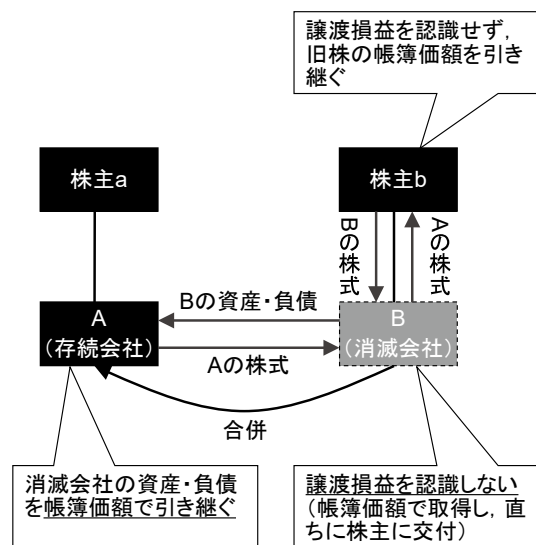


図7 適格合併

表1 適格合併における適格要件

合併法人と被合併法人の関係	適格要件
完全支配関係 (100%の支配関係)	①合併の対価として、合併法人の株式の交付のみ（金銭等の交付なし） ②完全支配関係の継続の見込み（兄弟会社の場合）
関連会社間 の関係 (50%超100%未満の所有関係)	①合併の対価として、合併法人の株式の交付のみ（金銭等の交付なし） ②関連会社間関係の継続の見込み（兄弟会社の場合） ③従業者継続要件（被合併法人の合併直前の従業者のおおむね80%以上が合併後に合併法人の業務に従事することが見込まれていること） ④事業継続要件（被合併法人が合併前に営む主要な事業が合併法人において引き続き営まれていることが見込まれていること）
上記以外 (共同事業を行う関係)	①合併の対価として、合併法人の株式の交付のみ（金銭等の交付なし） ②事業関連性要件（被合併法人の合併前に営む主要な事業のうち、いずれかの事業と合併法人の合併前に営む事業のいずれかの事業とが相互に関連するものであること） ③規模要件又は経営参画要件 （規模要件：関連事業のそれぞれの売上金額、従業者の数、資本金の額などの規模の割合がおおむね5倍を超えないこと、経営参画要件：合併前の被合併法人の特定役員（常務取締役以上）のいずれかの者と合併法人の特定役員のいずれかの者が合併後に合併法人の特定役員になることが見込まれていること） ④従業者継続要件 ⑤事業継続要件 ⑥株式継続保有要件

4.3 組織再編成に係る行為計算否認

組織再編については、適格組織再編か非適格

組織再編かによって課税関係が大きく異なるため、納税者としては、自己に有利な課税関係になるように手法を組むことがある。もっとも、

法人税法132条の2は、「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるとき」は、税務署長は納税者の行為または計算を否認することができる」と規定されており、課税を免れるための不当な手法は否認されるおそれがある。

実務上、組織再編成に係る行為計算否認規定が適用された事例として、Y社事件（最判平成28年2月29日）が著名である。同事件では、表1の経営参画要件（合併前の被合併法人の特定役員（常務取締役以上）のいずれかの者と合併法人の特定役員のいずれかの者が合併後に合併法人の特定役員になることが見込まれていること）を利用して、消滅会社の多額の繰越欠損金の引継ぎを目的とした不当な手法であるか否かが問題とされた。最高裁判所は、一連の手法が「実態とは乖離した上記要件の形式を作出する明らかに不自然なもの」と判示して、法人税法132条の2を適用した課税処分を適法と判断した。

組織再編成に係る行為計算否認規定の適用が問題となった事例はまだ少ないため、どのような場合に否認されるか明らかではない。Y社事件では、事業上の目的の有無について詳細に検討されていたため、納税者としては、節税を主たる目的として組織再編を行うのではなく、事業上の目的が主たる目的であることを確認し、また、税務調査でも主張・立証できるように準備しておかなければならない。

5. 知的財産権の税務上の取扱い

5.1 企業買収における知的財産権の評価

知的財産権やノウハウを取得するために企業買収が行われることもあるが、実務上、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により、対象会社が将来取得するキャッシュフローをもとに企業価値全体を算定することが多く、知的財産権やノウハウそのものの価値を評

価することはあまりない。

また、実際のところ、知的財産権やノウハウの価値を算定することは困難である。財産評価通達では、将来受領するロイヤルティを現在価値に割引計算することが示唆されているが、重要な知的財産権は自社グループ以外には許諾しないことが通例であるため、このような計算方法により評価することは困難である。

実務上、知的財産権の評価方法としては、インカムアプローチ（知的財産権に係る収入から算定する方法）、コストアプローチ（知的財産権の開発に係る費用から算定する方法）、マーケットアプローチ（類似取引と比較して算定する方法）があるが、確立した評価方法はない。

平成31年度税制改正では、これらの評価方法に加えて、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）を採用することとされた。これは、OECD（経済協力開発機構）の策定したBEPS行動計画（税源浸食と利益移転の防止のための行動計画）では、信頼し得る比較対象取引が把握できない場合には、DCF法が有用になり得るとして記載されていることに対応した改正である。DCF法により知的財産権を評価する場合には、予測キャッシュフローや成長率、割引率、無形資産の耐用年数などが問題となり、納税者としてどのようにこれらを設定するかが問題になる。また、税務調査において、DCF法による評価をすることになった場合には、税務当局と納税者との間においてこれらの数値の設定について議論されることが予想される。そのため、客観的な基準となるように法制度が整備されなければならない。

5.2 移転価格税制における所得相応性基準の導入

平成31年度税制改正では、所得相応性基準を導入することとされた。所得相応性基準とは、評価困難な無形資産取引について、移転価格税

制上の独立企業間価格の算定の基礎となる予測と結果が20%以上相違した場合に、税務当局が算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができるというものである。所得相応性基準も、OECDのBEPS行動計画において採用を提唱されてきたものである。

諸外国では、研究開発の初期の段階に知的財産権を税率の低い国に移転させて知的財産権の譲渡に対する課税を低減し、研究開発が完了して知的財産権の価値が増大したときには、グループ企業からロイヤルティを徴収して税率の低い国に利益を蓄積するという節税策がとられてきた。このように研究開発によって価値が増大する場合には、税務当局が知的財産権の移転時に遡って価値を再計算して課税できるというものである。我が国において、このような節税策がとられることは稀であると思われるため、所得相応性基準を導入した場合の影響は未知数であるが、企業としては、知的財産権の評価には十分に注意をしなければならない。

5.3 研究開発税制

我が国において、研究開発については研究開発税制として税制上の優遇制度が認められている。研究開発税制は、以下のとおり、試験研究費の総額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究に係る税額控除制度及び試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度から構成されている。研究開発税制は、試験研究費の一定割合を税額から控除するものであり、研究開発活動を促進させるための税制である。

欧州各国では、英国、フランス、オランダのように、パテントボックスを導入している国もある。パテントボックスは、特許権等の知的財産から生じた所得(主としてロイヤルティ)に対して法人税の軽減を認める優遇税制である。開発した知的財産権を保有して各国企業からロイヤ

ルティを徴収する場合に税務上優遇されることになるため、グループ企業に知的財産権を集中的に保有させる場合に税務上メリットがある。パテントボックスは、研究開発活動そのものではなく、知的財産権を自国に帰属させ、商業的な活用を促進するものである(図8参照)。

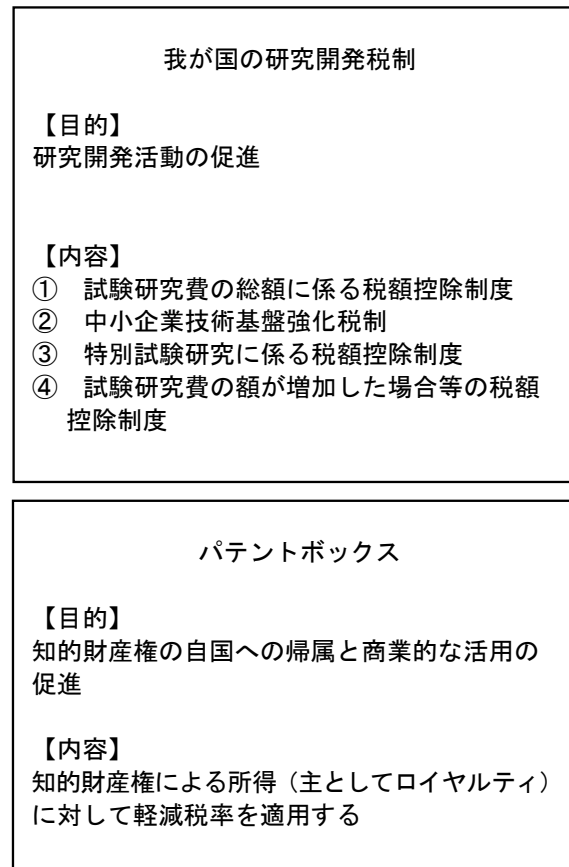


図8 我が国の研究開発税制とパテントボックスの比較

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

試験研究費の総額に係る税額控除制度は、青色申告法人が当該事業年度において試験研究費を支出した場合に、その試験研究費の額に一定割合(試験研究費の割合又は試験研究費の増減割合)を乗じて計算した金額を、当該事業年度の法人税額から控除するという制度である¹⁾。なお、原則として法人税相当額の25%相当額が税額控除の上限とされている。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制は、中小企業者等である青色申告法人が当該事業年度において試験研究費を支出した場合に、試験研究費の総額に係る税額控除制度に代えて、その試験研究費の額に12%又は12%に試験研究費の増減割合を加算した割合を乗じて計算した金額を、当該事業年度の法人税額から控除することを認めるものである²⁾。なお、原則として法人税相当額の25%相当額が税額控除の上限とされている。

(3) 特別試験研究に係る税額控除制度

特別試験研究に係る税額控除制度は、青色申告法人が当該事業年度において国の試験研究機関等との特別試験研究費を支出した場合に、試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で、特別試験研究費の額の一定割合の金額を当該事業年度の法人税額から控除することを認めるものである。なお、法人税相当額の5%相当額が税額控除の上限とされている。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度

試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度は、試験研究費の額が一定以上増加している又は平均売上金額の一定割合以上である場合に、上記3つの制度とは別枠で、試験研究費の額の一定割合の金額を法人税額から控除することを認めるものである。なお、法人税相当額の10%相当額が税額控除の上限とされている。

5. 4 日本の知財部門が検討すべき対応

世界のグローバル企業は、知的財産権の管理と税の最適化の見地から、どのグループ企業が知的財産権を保有し、また、管理すべきかを検討している。税の最適化という視点からは、日本のような税率の高い国のグループ企業では知的

財産権を保有せず、税率の低い国やパテントボックスのような優遇税制のある国のグループ企業で知的財産権を保有し、グループ企業からロイヤリティを徴収する傾向にある。このような税の最適化を目指すことにより、グループ全体での税負担率を下げることができ、節税分を新規事業への投資や株主への配当に回すことができる。

日本の知財部門は、知的財産権の管理を重視し、税の最適化という視点はあまり考慮しない傾向にある。その結果、グループ全体での税負担率が高止まりし、世界のグローバル企業と比べて競争力が低下する一つの要因ともなっている。企業買収・組織再編の際には、グループの税負担率をシミュレーションし、知的財産権をどのグループ企業に保有・管理させるかなどを再考することも考えられる。

6. おわりに

企業買収・組織再編においては、手法により税務上の取扱いが異なり、企業に与える税務上のインパクトも異なる。企業買収・組織再編では、法律上の取扱いと税務上の取扱いが異なるが、税務上の取扱いも知るにより、企業買収・組織再編に対してより深く理解することができる。

また、日本の知財部門は、税の最適化という観点から、知的財産権の保有と管理を検討することはあまりない。グローバル企業のように企業の競争力をより高めるために、企業買収・組織再編を契機として、税の最適化の観点から知的財産権の保有と管理を検討することも考えられる。

注 記

- 1) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5442.htm>
 - 2) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm>
- (URL参照日は全て2019年5月4日)

(原稿受領日 2019年5月5日)